

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員給与規程

制定	平成 22 年 10 月 1 日規程第 13 号
改正	平成 22 年 11 月 26 日規程第 26 号
	平成 23 年 3 月 28 日規程第 3 号
	平成 23 年 11 月 28 日規程第 8 号
	平成 24 年 3 月 29 日規程第 10 号
	平成 25 年 3 月 28 日
	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 26 年 10 月 1 日
	平成 27 年 1 月 29 日
	平成 27 年 3 月 26 日
	平成 27 年 8 月 1 日
	平成 28 年 2 月 1 日
	平成 28 年 3 月 17 日
	平成 29 年 3 月 29 日
	平成 29 年 5 月 17 日
	平成 29 年 9 月 27 日
	平成 30 年 3 月 23 日
	令和 5 年 1 月 19 日規程第 1 号
	令和 5 年 5 月 17 日規程第 10 号
	令和 6 年 3 月 26 日規程第 1 号
	令和 6 年 5 月 30 日規程第 3 号
	令和 6 年 9 月 5 日規程第 4 号
	令和 7 年 3 月 28 日規程第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 給料（第 8 条—第 20 条）

第 3 章 手当（第 21 条—第 34 条）

第 4 章 雑則（第 35 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、職員（非常勤職員及び再雇用職員を除く。）の給

与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料又は年俸及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、給料月額とする。

3 年俸は、基本年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直等手当、専門看護手当、看護職員等処遇改善手当、診療特別手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額(第9条の2第1項に規定する給料の調整額を含む。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は基本年俸の額の12分の1の額(以下「月例給」という。)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第25条、第26条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額(第9条の2第1項に規定する給料の調整額を含む。)及び理事長が別に定める手当の月額の合計額又は月例給に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間

(2) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程(令和5年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第3号)に規定する育児短時間勤務を行う職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分に地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成22年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第17号)第3条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を育児短時間勤務を行わない場合の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間を乗じて得た時間

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定によって給与を減額すべきときは、その事由の生じた月の翌月の支給日から減ずる。

3 前項の場合において減額すべき額が翌月分の支給額を超えるときは、その超えた額の方は、直ちにこれを返納させる。退職によって翌月分として支給すべき給与がないときにおいても同様とする。

（端数計算）

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料又は月例給を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数）の合計によるものとし、この場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切捨てる。

（控除）

第6条 法律又は他の規程に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

- (1) 借入返済金
- (2) 団体保険料
- (3) 親睦団体会費
- (4) その他特に理事長が認めたもの

（給与の支払）

第7条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって行うものとする。

第2章 給料及び年俸

（給料表）

第8条 給料表の種類は別表第1のとおりとする。

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第15条に規定する年俸表の適用を受

ける職員以外のすべての職員（以下「給料表適用職員」という。）に適用する。

- 3 給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表の職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別区分は、別表第2に定めるとおりとする。

（再任用職員の給料月額）

第8条の2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則第21条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（初任給）

第9条 新たに給料表適用職員になった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別表第2の定めるところにより決定する。

- 2 新たに給料表適用職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第3に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格した場合に第10条又は第11条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄もしくは試験用にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第4に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低号給とする。

- 3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許の区分に応じて適用する。

- 4 新たに給料表適用職員となった者のうち、職員として同種の職務に在職した年数又は同種の職務に在職した年数以外の経験年数を別表第5に定める経験年数換算表に定めるところにより経験年数を換算し、第2項に規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に3（新たに給料表適用職員となった者の職務の級が7級以上であるときは、2）を乗じて得た号数とする号給とすることができる。

- 5 職員が、一の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。

- 6 理事長は、新たに給料表適用職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、その採用が著しく困難になると認められるときは、前各号の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（給料の調整額）

第9条の2 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、

勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を支給する。

2 前項の給料の調整額は、別表第6のとおりとする。

(昇格)

第10条 給料表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。ただし、別表第1の医療職給料表（一）及び医療職給料表（二）の適用を受ける職員を4級以上の級に昇格させる場合におけるその者の号給は、理事長が別に定める。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第11条 給料表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則第12条の4に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任に係る降給を除く。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは直近下位の号給）とする

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第12条 給料表適用職員が現に受けている給料月額（第10条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた給料月額）を受けるに至ったときから、4月1日から3月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	6号給以上

勤務成績が特に良好	A	4号給
勤務成績が良好	B	3号給
勤務成績がやや良好でない	C	2号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

(2) 55歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	4号給以上
勤務成績が特に良好	A	3号給
勤務成績が良好	B	2号給
勤務成績がやや良好でない	C	1号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日とする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 前年の昇給日後に新たに給料表適用職員となった職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 5 休職（労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。
- 6 前項までの規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。
- 7 前各項の規定にかかわらず、60歳以上の職員は、昇給しない。

（特別の場合の昇給）

第13条 勤務成績が特に良好な給料表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、3号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、その職員の給料月額がその属する職務の級又は給料表における給料の幅の最高額である場合はその限りでない。

- (1) 業務上の災害により死亡した場合
- (2) 業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は退職の日とする。

(専門資格等による昇給)

第13条の2 給料表適用職員が次の各号のいずれにも該当する場合には、理事長の定めるところにより3号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、昇給する期間は各号のいずれにも該当する期間とする。

- (1) 専門看護師又は認定看護師として認定されている職員
- (2) 診療報酬加算の配置要件となる専従勤務に従事している職員

(年俸表)

第14条 年俸表は、別表第8に定めるとおりとする。

2 年俸表は、医師及び歯科医師（以下「年俸表適用職員」という。）に適用する。

(年俸表適用職員の初任給)

第15条 新たに年俸表適用職員となった者の年俸の額は、前条第1項の年俸表に定める号給のうち、理事長の定める基準により決定した号給とする。

(年俸表適用職員の昇給)

第16条 年俸表適用職員は、4月1日から3月31日までの期間（以下「年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

- (1) 次の各号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	6号給以上
勤務成績が特に良好	A	5号給
勤務成績が良好	B	4号給
勤務成績がやや良好でない	C	2号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- (2) 44歳以上55歳以下の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	4号給以上
勤務成績が特に良好	A	3号給
勤務成績が良好	B	2号給
勤務成績がやや良好でない	C	1号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- (3) 56歳以上の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	3号給以上
勤務成績が特に良好	A	2号給

勤務成績が良好	B	1号給
勤務成績がやや良好でない	C	昇給しない
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

2 前項の昇給の時期は、4月1日とする。

3 前年の昇給日後に新たに年俸表適用職員となった職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

4 前項までの規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第17条 勤務成績が特に良好な年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず4号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 業務上の災害により死亡した場合

(2) 業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は退職の日とする。

（基本年俸）

第18条 年俸表適用職員の基本年俸の額は、第14条から前条までの規定により定めた号給に応じた額とする。

（業績年俸）

第19条 年俸表適用職員の業績年俸の額は、前条の規定により定めた号給に応じた額とする。

2 業績年俸は、9月及び3月に、前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

3 業績年俸の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料及び基本年俸の支給方法）

第20条 基本年俸は、毎月1回、その月の基本年俸として月例給を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料又は月例給を支給し、昇給、降給等により給料又は月例給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料又は月例給を支給する。

3 給料又は月例給の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、当月分を当月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

4 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更す

ることができる。

- 5 職員が離職したときは、その日まで給料又は月例給を支給する。
- 6 職員が死亡したときは、その月まで給料又は月例給を支給する。
- 7 第2項又は第5項の規定により給料又は月例給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額又は月例給は、日割りにより計算する。
- 8 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚姻、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であつても請求の日までの給料又は月例給を日割計算によりその際支給する。

第3章 手当

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの（法人が加入する健康保険の保険者の被保険者の被扶養者、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。）その他理事長が認める者に限る。）をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号に規定する障害者及び第29号に規定する特別障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき3,000円とする。
- 4 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、5人を限度とする。

(住居手当)

- 第22条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第16条第2項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第2号に掲げる住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）に支給する。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（そ

の額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)を 12,000 円に加算した額

(地域手当)

第 22 条の 2 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 1 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 23 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金 (以下「料金等」という。)を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員は除く。)

(2) 通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員 (自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 4 月 1 日及び 10 月 1 日以降それぞれ 6 箇月の期間 (以下「支給対象期間」という。)の通勤に要する運賃の額に相当する額 (以下「運賃相当額」という。)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、1 月の 1 日から末日までの期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車を使用することを常例とする職員 (ウに掲げる職員を除く。) その者の交通用具の使用距離に応じた別表第 9 の表に掲げる額

イ 原動機付自転車等を使用することを常例とする職員（ウに掲げる職員を除く。）

その者の交通用具の使用距離に応じた別表第9に掲げる額

ウ 自動車を使用し、かつ、原動機付自転車等を使用することを常例とする職員 その者の自動車の使用距離の区分に応じた別表第9に掲げる額とその者の原動機付自転車等の使用距離の区分に応じた別表第9に掲げる額の合計額（その額が、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第9の表に掲げる額を超える場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とし、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第9の表に掲げる額に満たない場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とする。）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の考慮をして、運賃相当額及び前号に前号に掲げる額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額。

（特殊勤務手当）

第24条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲等及び手当額は、別表第10の定めるところによる。

（時間外勤務手当）

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第6条の規定による週休日における勤務のうち、理事長が別に定めるものを除く。）の時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）

を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第26条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第27条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次に掲げる額を宿日直手当として支給する。

(1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び施設内の監視を目的とする当直勤務 4, 200円

(2) 入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務 次に掲げる当直勤務の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 特定集中治療室の当直勤務 30, 000円（休日の勤務にあつては40, 000円）

イ アに掲げる当直勤務以外の当直勤務 20, 000円

(3) 入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するための臨床検査技師等の当直勤務 5, 900円

（診療看護手当）

第28条の2 診療看護手当は、診療看護師として認定されている職員に支給する。

2 前項の規定による診療看護手当の支給額は、理事長が別に定める。

（専門看護手当）

第29条 専門看護手当は、専門看護師又は認定看護師として認定されている職員に支給する。

2 前項の規定による専門看護手当の月額は、専門看護師については5, 000円、認定看護師については3, 000円とする。

（看護職員等处遇改善手当）

第29条の2 職員のうち理事長が別に定める者には、看護職員等处遇改善手当を支給する。

2 看護職員等处遇改善手当の支給額は、理事長が別に定める。

3 第4条の規定は、看護職員等处遇改善手当の支給については、適用しない。

（診療特別手当）

第30条 6ヶ月を超えて在職する年俸表適用職員に対し、90万円を上限として、診療特別手当を支給することができる。

2 診療特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第31条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当を支給する職及び支給額は、別表第11に掲げるとおりとする。

3 職員が次の各号に掲げる場合を除き、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当を支給することができない。

(1) 第36条第1項の規定に該当する場合

(2) 業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合

4 管理職手当を支給する職員には、第9条の2、第25条、第26条及び第27条の規定は適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 前条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により勤務時間等規程第6条及び第8条の規定による週休日又は休日等に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、別表第12に掲げる額とする。

3 第1項による勤務時間が6時間を超える場合は、第2項により得た額に100分の150を乗じて得た額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。

3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める。

(手当の支給方法)

第34条 扶養手当、住居手当、通勤手当、専門看護手当及び管理職手当は、当月分を当月に支給する。

2 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月に支給する。

3 診療特別手当及び看護職員等処遇改善手当は、理事長の定める日に支給する。

4 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

5 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第20条に規定する給料及び基本年

俸の支給方法に準じて支給する。

第4章 雑則

(特定の職員についての適用除外)

第35条 第21条及び第22条の規定は、再雇用職員には適用しない。

2 第21条、第22条、第22条の2、第30条及び第33条の規定は、年俸表適用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中の給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。ただし、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、当該基準時日に係る期末手当を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料又は月例給、扶養手当、住居手当及び地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料又は月例給、扶養手当、住居手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料又は月例給、扶養手当、住居手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。

9 年俸表適用職員が休職にされたときの業績年俸の支給については、理事長が別に定める。

(専従休職者の給与)

第 37 条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第 38 条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第 39 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(適用除外)

2 この規程は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、東金市、九十九里町及び千葉県から派遣された職員には、適用しない。

3 当分の間、職員の給料月額、給料の調整額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 8 項において「特定日」という。）以後、それぞれの規定の額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、医師及び歯科医師、再雇用職員には適用しない。

5 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則第 12 条の 4 に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 6 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第 6 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」

とする。

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年1月20日から施行し、改正後の地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員給与規程の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（補則）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年5月17日規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年5月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員給与規程第28条の規定は、令和5年4月1日以後に行った当直勤務に係る宿日直手当について適用し、同日前に行った当直勤務に係る宿日直手当については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月26日規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年3月27日から施行する。

（委任）

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。

附 則（令和6年5月30日規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条 令和6年12月1日

(2) 第3条及び第5条 令和7年4月1日

（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正）

- 2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程（平成22年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「月例年俸」を「基本年俸」に改める。

（委任）

- 3 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。

附 則（令和6年9月5日規程第4号）

改正

令和6年10月7日規程第5号

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の規定は、第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあつては、令和6年10月以降の欠勤について、第25条、第26条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあつては、令和6年10月以降の勤務に係る時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当についてそれぞれ適用する。

（準備行為）

- 3 改正後の第3条の規定の施行のために必要な準備行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和7年3月28日規程第4号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 8 条第 1 項）

1 一般事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,200	189,700	226,300	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	140,300	191,500	228,200	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	141,600	193,300	230,100	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	142,700	195,100	231,800	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	143,800	196,700	233,400	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	144,900	198,500	235,200	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	146,000	200,300	237,000	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	147,100	202,100	238,600	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	148,200	203,900	240,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	149,700	205,700	242,000	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	151,000	207,400	243,700	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	152,300	209,200	245,500	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	153,600	210,800	247,100	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	155,100	212,700	248,900	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	156,600	214,600	250,500	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	158,300	216,500	252,100	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	159,600	218,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	161,100	220,100	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	162,600	221,900	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	164,100	223,600	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	165,500	225,200	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	168,300	227,000	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	170,900	228,800	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	173,500	230,600	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	176,200	232,100	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	177,900	233,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	179,600	235,400	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	181,300	237,100	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	182,800	238,400	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	184,600	239,800	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
	31	186,400	241,200	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700

32	188, 100	242, 600	282, 400	328, 000	356, 300	385, 600	432, 500	468, 400
33	189, 700	243, 900	284, 100	329, 600	358, 200	387, 400	433, 700	469, 100
34	191, 200	245, 300	286, 000	331, 600	360, 000	388, 800	435, 000	469, 900
35	192, 700	246, 700	287, 900	333, 700	361, 800	390, 400	436, 300	470, 600
36	194, 200	248, 300	289, 800	335, 800	363, 500	392, 000	437, 500	471, 400
37	195, 500	249, 500	291, 500	337, 700	365, 000	393, 500	438, 700	472, 200
38	196, 800	251, 100	293, 300	339, 700	366, 300	394, 700	439, 500	472, 900
39	198, 100	252, 700	295, 100	341, 700	367, 700	395, 900	440, 300	473, 700
40	199, 400	254, 300	296, 900	343, 700	369, 100	397, 100	441, 100	474, 500
41	200, 800	255, 700	298, 700	345, 600	370, 600	398, 200	441, 700	475, 300
42	202, 100	257, 100	300, 400	347, 500	371, 500	399, 400	442, 400	476, 000
43	203, 400	258, 500	302, 100	349, 400	372, 600	400, 600	443, 100	476, 800
44	204, 700	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700	401, 800	443, 800	477, 400
45	205, 900	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500	402, 500	444, 600	478, 200
46	207, 100	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400	403, 200	445, 400	
47	208, 400	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300	403, 900	446, 100	
48	209, 700	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200	404, 600	446, 900	
49	210, 800	266, 600	311, 800	359, 000	378, 200	405, 200	447, 500	
50	211, 800	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000	405, 900	448, 200	
51	212, 800	269, 100	315, 000	361, 000	379, 800	406, 600	449, 000	
52	213, 800	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600	407, 300	449, 800	
53	214, 900	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300	408, 000	450, 400	
54	215, 700	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000	408, 700	451, 200	
55	216, 600	274, 000	321, 500	365, 000	382, 700	409, 400	452, 000	
56	217, 500	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400	410, 000	452, 600	
57	218, 200	276, 400	324, 600	367, 000	383, 900	410, 600	453, 200	
58	219, 100	277, 500	325, 800	367, 700	384, 500	411, 200	454, 000	
59	219, 900	278, 600	327, 000	368, 400	385, 200	411, 800	454, 800	
60	220, 800	279, 700	328, 200	369, 100	385, 900	412, 400	455, 600	
61	221, 500	280, 900	329, 000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200	
62	222, 400	281, 900	329, 900	370, 200	387, 000	413, 600		
63	223, 300	282, 900	330, 700	370, 900	387, 600	414, 200		
64	224, 200	283, 900	331, 500	371, 600	388, 200	414, 800		
65	224, 800	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100		
66	225, 700	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700		
67	226, 600	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400		
68	227, 700	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900		
69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400		
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100		
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800		
72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500		

73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300	
87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000	
88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700	
89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200	
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100	388,900		
95		298,900	347,600	389,500		
96		299,300	348,000	390,100		
97		299,500	348,100	390,800		
98		299,800	348,600			
99		300,200	349,100			
100		300,600	349,400			
101		300,800	349,700			
102		301,100	350,100			
103		301,500	350,500			
104		301,800	350,900			
105		302,000	351,400			
106		302,300	351,800			
107		302,700	352,200			
108		303,000	352,600			
109		303,200	353,100			
110		303,600	353,500			
111		304,000	353,900			
112		304,300	354,200			
113		304,400	354,700			

	114		304,700	355,100					
	115		305,000	355,500					
	116		305,400	355,800					
	117		305,600	356,300					
	118		305,800						
	119		306,100						
	120		306,400						
	121		306,800						
	122		307,000						
	123		307,300						
	124		307,600						
	125		308,000						
再雇用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	182,400	217,200	245,100	281,300	330,200	376,400	443,800
	2	145,500	184,000	218,800	246,600	283,500	332,300	379,100	446,400
	3	146,900	185,600	220,400	248,100	285,700	334,500	381,800	449,000
	4	148,300	187,200	222,000	249,600	287,900	336,700	384,500	451,600
	5	149,500	188,700	223,600	250,900	290,100	338,800	387,000	454,100
	6	151,400	190,300	225,300	252,400	292,300	341,000	389,700	456,600
	7	153,100	191,900	227,000	253,800	294,500	343,200	392,400	459,100
	8	154,800	193,400	228,700	255,300	296,700	345,400	395,100	461,600
	9	156,500	195,000	230,300	256,600	298,800	347,400	397,300	464,100
	10	158,200	196,700	232,100	258,000	301,000	349,600	399,600	466,500
	11	159,900	198,300	233,800	259,300	303,200	351,800	401,800	469,100
	12	161,800	200,000	235,400	260,600	305,400	354,000	404,100	471,600
	13	163,300	201,600	237,100	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
	14	165,200	203,200	238,600	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
	15	167,300	204,800	240,100	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
	16	169,200	206,400	241,600	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
	17	171,100	208,000	242,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
	18	173,000	209,700	244,300	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
	19	174,800	211,300	245,700	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
	20	176,700	213,000	247,200	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
	21	178,600	214,500	248,600	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
	22	180,100	216,100	250,000	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
	23	181,600	217,700	251,300	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
	24	183,100	219,300	252,600	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
	25	184,700	220,800	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
	26	186,200	222,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
	27	187,700	223,800	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
	28	189,100	225,200	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
	29	190,700	226,700	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
	30	192,000	228,300	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100

31	193,300	229,900	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
32	194,600	231,500	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
33	196,000	233,000	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
34	197,400	234,500	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
35	198,800	235,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
36	200,200	237,400	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
37	201,400	238,800	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
38	202,700	240,300	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
39	204,000	241,800	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
40	205,300	243,300	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
41	206,500	244,600	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
42	207,600	246,000	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	
43	208,800	247,400	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900	
44	210,000	248,800	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700	
45	211,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300	
46	212,200	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100	
47	213,200	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900	
48	214,200	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500	
49	215,200	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100	
50	216,000	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900	
51	216,900	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700	
52	217,800	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500	
53	218,500	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100	
54	219,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100		
55	220,200	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700		
56	221,100	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300		
57	221,800	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800		
58	222,600	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500		
59	223,400	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100		
60	224,200	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800		
61	225,000	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100		
62	225,900	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600		
63	226,800	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300		
64	227,900	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000		
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300		
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200			
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900			
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500			

69	231, 900	281, 500	320, 300	343, 000	385, 000
70	232, 600	282, 600	321, 000	343, 600	385, 500
71	233, 300	283, 700	321, 700	344, 200	386, 000
72	234, 000	284, 800	322, 300	344, 800	386, 500
73	234, 700	285, 700	323, 100	345, 100	387, 100
74	235, 500	286, 400	323, 300	345, 700	387, 600
75	236, 300	287, 100	323, 900	346, 200	388, 200
76	237, 100	287, 900	324, 500	346, 800	388, 800
77	237, 700	288, 700	325, 100	347, 300	389, 300
78	238, 300	289, 300	325, 600	347, 800	389, 800
79	238, 900	289, 900	326, 100	348, 300	390, 400
80	239, 500	290, 500	326, 600	348, 800	391, 000
81	239, 900	291, 200	327, 200	349, 100	391, 500
82	240, 300	291, 700	327, 700	349, 400	392, 100
83	240, 700	292, 200	328, 200	349, 800	392, 700
84	241, 100	292, 600	328, 700	350, 100	393, 300
85	241, 500	292, 800	329, 200	350, 600	394, 000
86		293, 000	329, 600	350, 900	
87		293, 200	329, 800	351, 200	
88		293, 400	330, 200	351, 500	
89		293, 800	330, 600	351, 900	
90		294, 000	331, 000	352, 200	
91		294, 200	331, 400	352, 600	
92		294, 400	331, 800	352, 900	
93		294, 800	332, 200	353, 300	
94		295, 000	332, 400	353, 600	
95		295, 200	332, 800	354, 000	
96		295, 500	333, 100	354, 300	
97		295, 900	333, 300	354, 600	
98		296, 200	333, 600	355, 000	
99		296, 500	333, 900	355, 400	
100		296, 800	334, 200	355, 800	
101		297, 100	334, 400	356, 300	
102		297, 300	334, 700	356, 700	
103		297, 600	335, 100	357, 100	
104		297, 900	335, 300	357, 500	
105		298, 200	335, 400	358, 000	
106			335, 700		

	107			336,100					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再雇用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の職員に適用する。

3 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	157,400	185,100	233,500	258,400	287,200	333,500	379,400	425,800
	2	158,800	187,200	235,300	259,300	289,200	335,700	382,100	428,000
	3	160,400	189,300	237,100	260,400	291,200	337,900	384,800	430,200
	4	161,800	191,400	238,900	261,500	293,200	340,100	387,500	432,300
	5	163,200	193,500	240,500	262,400	295,000	342,300	389,700	434,400
	6	164,700	195,900	242,000	263,600	296,900	344,500	392,100	436,500
	7	166,200	198,200	243,500	264,600	298,800	346,700	394,500	438,700
	8	167,700	200,500	244,900	265,800	300,700	348,900	396,800	440,500
	9	169,000	202,900	246,200	267,000	302,700	350,600	398,900	442,400
	10	170,800	204,300	247,500	268,100	304,600	352,600	401,000	444,400
	11	172,400	205,700	248,700	269,700	306,500	354,600	403,200	446,400
	12	174,000	207,100	250,000	271,300	308,400	356,600	405,600	448,300
	13	175,600	208,500	251,300	272,800	310,100	358,800	407,600	450,100
	14	177,600	210,000	252,500	274,400	311,900	360,900	409,700	451,900
	15	179,600	211,500	253,700	276,000	313,700	363,000	411,900	453,700
	16	181,600	212,800	254,900	277,600	315,500	365,100	414,100	455,500
	17	183,900	214,200	255,700	279,200	317,400	367,100	416,200	457,000
	18	186,000	215,700	257,000	280,700	319,100	369,200	418,400	458,500
	19	188,100	217,200	258,200	282,200	320,800	371,300	420,600	460,000
	20	190,200	218,700	259,300	283,700	322,500	373,400	422,800	461,400
	21	192,300	220,100	260,200	285,300	324,100	375,200	424,700	462,700
	22	194,500	221,700	261,400	286,900	325,700	377,300	426,600	464,000
	23	196,700	223,400	262,600	288,500	327,300	379,400	428,500	465,200
	24	198,900	225,100	263,800	290,000	328,900	381,500	430,400	466,200
	25	201,000	226,600	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100	466,900
	26	202,300	228,300	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700	467,700
	27	203,600	230,000	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400	468,400
	28	204,900	231,700	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000	469,100
	29	206,100	233,500	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300	469,900
	30	207,300	235,000	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700	470,600
	31	208,600	236,500	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300	471,400
	32	209,800	237,900	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800	472,200
33	211,100	239,300	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500	472,900	

34	212,400	240,600	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100	473,700
35	213,700	241,900	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600	474,500
36	215,000	243,100	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200	475,300
37	216,300	244,300	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600	476,000
38	217,700	245,500	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000	476,800
39	219,100	246,700	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500	477,400
40	220,500	247,900	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000	478,200
41	221,700	248,800	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300	
42	223,100	250,000	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200	
43	224,500	251,100	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100	
44	225,900	252,300	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800	
45	227,300	253,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800	
46	228,800	254,600	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700	
47	230,300	255,900	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600	
48	231,700	257,200	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500	
49	232,900	258,300	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500	
50	234,200	259,700	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200	
51	235,500	260,900	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000	
52	236,800	262,100	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800	
53	238,000	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700	
54	239,100	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500	
55	240,300	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300	
56	241,500	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100	
57	242,600	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000	
58	243,800	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800		
59	244,900	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700		
60	246,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400		
61	247,100	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300		
62	248,300	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200		
63	249,500	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100		
64	250,700	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000		
65	251,600	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900		
66	252,700	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700		
67	254,000	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500		
68	255,300	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300		
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100		
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400			
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100			
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700			
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400			
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900			

75	264, 200	296, 500	334, 200	360, 000	390, 500
76	265, 500	297, 900	335, 400	361, 100	391, 000
77	266, 500	299, 400	336, 500	361, 800	391, 400
78	267, 700	300, 700	337, 700	362, 600	392, 000
79	269, 000	302, 000	338, 900	363, 400	392, 600
80	270, 300	303, 300	340, 100	364, 200	393, 000
81	271, 400	304, 100	341, 200	364, 800	393, 500
82	272, 500	305, 300	342, 300	365, 300	394, 100
83	273, 600	306, 500	343, 400	365, 900	394, 700
84	274, 700	307, 800	344, 500	366, 400	395, 300
85	275, 600	308, 900	345, 400	367, 000	395, 800
86	276, 600	310, 100	346, 400	367, 500	396, 400
87	277, 700	311, 300	347, 300	368, 100	397, 000
88	278, 800	312, 500	348, 300	368, 600	397, 600
89	279, 800	313, 800	349, 400	369, 000	398, 000
90	280, 800	315, 000	350, 200	369, 500	398, 500
91	281, 800	316, 200	351, 000	370, 100	399, 100
92	282, 800	317, 400	351, 800	370, 600	399, 700
93	283, 800	318, 300	352, 500	370, 900	400, 200
94	284, 800	319, 000	353, 100	371, 400	
95	285, 800	319, 700	353, 800	371, 900	
96	286, 800	320, 300	354, 400	372, 200	
97	287, 700	321, 000	354, 800	372, 800	
98	288, 500	321, 300	355, 200	373, 300	
99	289, 300	322, 000	355, 700	373, 800	
100	290, 200	322, 700	356, 100	374, 300	
101	291, 000	323, 100	356, 600	374, 900	
102	291, 800	323, 700	357, 000	375, 400	
103	292, 600	324, 300	357, 500	375, 900	
104	293, 400	324, 900	357, 900	376, 300	
105	294, 100	325, 300	358, 200	376, 900	
106	294, 600	325, 800	358, 700	377, 400	
107	295, 100	326, 300	359, 200	377, 900	
108	295, 600	326, 800	359, 500	378, 400	
109	295, 800	327, 200	360, 000	379, 000	
110	296, 200	327, 600	360, 500	379, 500	
111	296, 400	327, 900	361, 000	380, 000	
112	296, 800	328, 300	361, 500	380, 500	
113	297, 100	328, 700	362, 000	381, 100	
114	297, 300	329, 100	362, 500	381, 500	
115	297, 700	329, 500	363, 000	381, 900	

116	298,000	329,800	363,400	382,300				
117	298,300	330,000	363,800					
118	298,600	330,300	364,300					
119	298,900	330,700	364,800					
120	299,300	330,900	365,300					
121	299,600	331,100	365,700					
122	300,000	331,400	366,200					
123	300,400	331,700	366,700					
124	300,800	332,000	367,200					
125	301,000	332,200	367,600					
126	301,200	332,500						
127	301,600	332,900						
128	302,000	333,100						
129	302,200	333,200						
130	302,500	333,600						
131	302,900	334,000						
132	303,300	334,200						
133	303,500	334,500						
134	303,800	334,900						
135	304,200	335,300						
136	304,500	335,700						
137	304,700	336,000						
138	305,000	336,400						
139	305,400	336,800						
140	305,700	337,200						
141	305,900	337,500						
142	306,300	337,900						
143	306,700	338,300						
144	307,000	338,700						
145	307,100	339,000						
146	307,400	339,400						
147	307,700	339,800						
148	308,100	340,200						
149	308,300	340,500						
150	308,500	340,900						
151	308,800	341,300						
152	309,100	341,700						
153	309,500	342,000						
154	309,700							
155	309,900							
156	310,200							

	157	310,600							
	158	310,900							
	159	311,100							
	160	311,400							
	161	311,800							
	162	312,100							
	163	312,400							
	164	312,700							
	165	313,000							
	166	313,300							
	167	313,600							
	168	313,900							
	169	314,300							
再 雇 用 職 員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200	395,400

備考 この表は、助産師、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第 2（第 8 条第 3 項及び第 9 条第 1 項）

1 一般事務職給料表級別標準職務

職務の級	標準的な職務	補職
1 級	定型的な業務を行う職務	主事補
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任主事
4 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務	係長 主査
5 級	(1) 副課長の職務 (2) 副主幹の職務	副課長 副主幹
6 級	(1) 課長の職務 (2) 主幹の職務	課長 主幹
7 級	(1) 事務部長の職務 (2) 参事の職務	事務部長 参事
8 級	困難な業務を行う事務部長の職務	事務部長

2 医療職給料表（一）級別標準職務

職務の級	標準的な職務	補職
1 級	(1) 管理栄養士の職務 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士等（以下「技師」という。）の職務	管理栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士
2 級	(1) 薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う管理栄養士及び技師の職務	薬剤師 管理栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士
3 級	(1) 困難な業務を行う薬剤師の職務	薬剤師

	(2) 主任管理栄養士又は主任技師の職務	主任管理栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 主任歯科衛生士
4 級	(1) 主任薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う主任管理栄養士又は主任技師の職務	主任薬剤師 主任管理栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 主任歯科衛生士
5 級	(1) 副薬剤部長の職務 (2) 栄養管理室長 (3) 技師長 (4) 副栄養管理室長の職務 (5) 副技師長の職務	副薬剤部長 栄養管理室長 副栄養管理室長 診療放射線技師長 副診療放射線技師長 臨床検査技師長 副臨床検査技師長 臨床工学技士長 副臨床工学技士長 理学療法士長 副理学療法士長 作業療法士長 副作業療法士長 言語聴覚士長 副言語聴覚士長 歯科衛生士長 副歯科衛生士長
6 級	(1) 薬剤部長の職務	薬剤部長

	(2) 困難な業務を行う栄養管理室長の職務 (3) 困難な業務を行う技師長の職務	栄養管理室長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長 歯科衛生士長
7 級	診療支援部長の職務	診療支援部長
8 級	困難な業務を行う診療支援部長の職務	診療支援部長

3 医療職給料表（二）級別標準職務

職務の級	標準的な職務	補職
1 級	准看護師の職務	准看護師
2 級	(1) 看護師、保健師又は助産師の職務 (2) 准看護師の職務	看護師 保健師 助産師 准看護師
3 級	(1) 主任看護師の職務 (2) 主任保健師の職務 (3) 主任助産師の職務	主任看護師 主任保健師 主任助産師
4 級	副看護師長の職務	副看護師長
5 級	看護師長の職務	看護師長
6 級	(1) 副看護部長の職務 (2) 困難な業務を行う看護師長の職務	副看護部長 上席看護師長
7 級	看護部長の職務	看護部長
8 級	困難な業務を行う看護部長の職務	看護部長

別表第 3（第 9 条第 2 項）

初任給基準表

1 一般事務職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 4 0 号給
	短大卒業程度		1 級 3 2 号給
	高校卒業程度		1 級 2 4 号給
その他		中学卒	1 級 1 2 号給

2 医療職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学 6 年卒	2 級 3 2 号給
	大学 4 年卒	2 級 2 2 号給
管理栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師	大学卒	2 級 2 2 号給
臨床工学技士 理学療法士 作業療法士	短大 3 年卒	1 級 3 9 号給
言語聴覚士 歯科衛生士	短大 2 年卒	1 級 3 6 号給

3 医療職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
看護師	大学卒	2 級 2 5 号給
	短大 3 年卒	2 級 2 2 号給
	短大 2 年卒	2 級 1 9 号給
准看護師		1 級 1 3 号給
助産師	大学卒	2 級 2 8 号給
保健師	短大 3 年卒	2 級 2 5 号給

別表第 4（第 9 条第 2 項）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴 区分	学歴区分	
1 大学 卒	一 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 (2) 学校教育法による大学の薬学に関する学科の卒業 (3) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業 (4) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (5) 海上保安大学校本科の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大 卒	一 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（

	いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和６２年法律第６０号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第３３条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成１０年厚生省令第７４号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあっては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
二 短大２卒	(1) 学校教育法による２年制の短期大学の卒業

		(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (4) 歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (6) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第２１条第３号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (7) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）による介護福祉士学校又は介護福祉士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (8) 児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１３条第１項第１号に規定する保育士（名称変更前の保育母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (9) 航空保安大学校本科の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大１卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校３卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校２卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看

		護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学 卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成１８年法律第８０号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成１３年法律第１５３号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第 5（第 9 条第 4 項）

経験年数換算表

経歴		換算率
公的機関、民間企業等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	1 0 0 / 1 0 0 以下
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	1 0 0 / 1 0 0 以下
	その他の期間	8 0 / 1 0 0 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		1 0 0 / 1 0 0 以下
技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務経験が直接役立つと認められる期間		5 0 / 1 0 0 以下

別表第 6 （第 9 条の 2 第 2 項）

職種	職務の級	給料の調整額
薬剤師	1 級	3, 100
	2 級	4, 000
	3 級	4, 500
	4 級	4, 800
	5 級	5, 200
	6 級	5, 600
	7 級	6, 100
	8 級	6, 900
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 歯科衛生士	1 級	6, 200
	2 級	8, 000
	3 級	9, 000
	4 級	9, 600
	5 級	10, 400
	6 級	11, 200
	7 級	12, 200
	8 級	13, 800
看護師 助産師		20, 000

別表第 7（第 10 条第 1 項）

1 一般事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2	2	1	1
1 1	1	1	1	3	3	1	1
1 2	1	1	1	4	4	1	1
1 3	1	1	1	5	5	1	1
1 4	1	1	1	6	6	2	2
1 5	1	1	1	7	7	3	3
1 6	1	1	1	8	8	4	4
1 7	1	1	1	9	9	5	5
1 8	1	2	2	1 0	1 0	6	6
1 9	1	3	3	1 1	1 1	7	7
2 0	1	4	4	1 2	1 2	8	8
2 1	1	5	5	1 3	1 3	9	9
2 2	1	6	6	1 4	1 4	1 0	1 0
2 3	1	7	7	1 5	1 5	1 1	1 1
2 4	1	8	8	1 6	1 6	1 2	1 2
2 5	1	9	9	1 7	1 7	1 3	1 3
2 6	1	1 0	1 0	1 8	1 8	1 4	1 4
2 7	1	1 1	1 1	1 9	1 9	1 5	1 5
2 8	1	1 2	1 2	2 0	2 0	1 6	1 6
2 9	1	1 3	1 3	2 1	2 1	1 7	1 7
3 0	1	1 4	1 4	2 2	2 2	1 8	1 8
3 1	1	1 5	1 5	2 3	2 3	1 9	1 9

3 2	1	1 6	1 6	2 4	2 4	2 0	2 0
3 3	1	1 7	1 7	2 5	2 5	2 1	2 1
3 4	2	1 8	1 8	2 6	2 6	2 1	2 2
3 5	3	1 9	1 9	2 7	2 7	2 2	2 3
3 6	4	2 0	2 0	2 8	2 8	2 2	2 4
3 7	5	2 1	2 1	2 9	2 9	2 3	2 5
3 8	6	2 2	2 2	3 0	3 0	2 3	2 5
3 9	7	2 3	2 3	3 1	3 1	2 4	2 6
4 0	8	2 4	2 4	3 2	3 2	2 4	2 6
4 1	9	2 5	2 5	3 3	3 3	2 5	2 7
4 2	1 0	2 6	2 6	3 4	3 4	2 5	2 7
4 3	1 1	2 7	2 7	3 5	3 5	2 6	2 8
4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6	2 6	2 8
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7	2 7	2 8
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8	2 7	2 8
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9	2 8	2 9
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0	2 8	2 9
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1	2 9	2 9
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1	2 9	2 9
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2	2 9	3 0
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2	3 0	3 0
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3	3 0	3 0
5 4	2 2	3 8	3 8	4 6	4 3	3 0	3 0
5 5	2 3	3 9	3 9	4 7	4 4	3 1	3 1
5 6	2 4	4 0	4 0	4 8	4 4	3 1	3 1
5 7	2 5	4 1	4 1	4 9	4 5	3 1	3 1
5 8	2 5	4 1	4 2	5 0	4 5	3 2	3 1
5 9	2 6	4 2	4 3	5 1	4 6	3 2	3 2
6 0	2 6	4 2	4 4	5 2	4 6	3 2	3 2
6 1	2 7	4 3	4 5	5 3	4 7	3 2	3 3
6 2	2 7	4 3	4 5	5 4	4 7	3 3	
6 3	2 8	4 4	4 5	5 5	4 8	3 3	
6 4	2 8	4 4	4 6	5 6	4 8	3 3	
6 5	2 9	4 5	4 6	5 7	4 9	3 3	
6 6	2 9	4 5	4 6	5 8	4 9	3 4	

6 7	3 0	4 6	4 7	5 9	5 0	3 4	
6 8	3 0	4 6	4 7	6 0	5 0	3 4	
6 9	3 1	4 7	4 7	6 1	5 0	3 4	
7 0	3 1	4 7	4 8	6 2	5 0	3 5	
7 1	3 2	4 8	4 8	6 3	5 1	3 5	
7 2	3 2	4 8	4 8	6 4	5 1	3 5	
7 3	3 3	4 9	4 9	6 5	5 1	3 5	
7 4	3 3	4 9	4 9	6 6	5 1	3 6	
7 5	3 3	4 9	4 9	6 7	5 2	3 6	
7 6	3 4	4 9	5 0	6 8	5 2	3 6	
7 7	3 4	5 0	5 0	6 8	5 2	3 7	
7 8	3 4	5 0	5 0	6 9	5 2		
7 9	3 5	5 0	5 1	6 9	5 3		
8 0	3 5	5 0	5 1	7 0	5 3		
8 1	3 5	5 1	5 1	7 0	5 3		
8 2	3 6	5 1	5 2	7 1	5 3		
8 3	3 6	5 1	5 2	7 1	5 4		
8 4	3 6	5 1	5 2	7 2	5 4		
8 5	3 7	5 2	5 3	7 2	5 5		
8 6	3 7	5 2	5 3	7 3	5 5		
8 7	3 8	5 2	5 3	7 3	5 6		
8 8	3 8	5 2	5 3	7 4	5 6		
8 9	3 9	5 3	5 4	7 4	5 7		
9 0	3 9	5 3	5 4	7 5			
9 1	4 0	5 3	5 4	7 5			
9 2	4 0	5 3	5 4	7 6			
9 3	4 1	5 3	5 5	7 7			
9 4		5 4	5 5	7 8			
9 5		5 4	5 5	7 9			
9 6		5 4	5 5	8 0			
9 7		5 4	5 5	8 1			
9 8		5 4	5 6				
9 9		5 5	5 6				
1 0 0		5 5	5 6				
1 0 1		5 5	5 6				

1 0 2		5 5	5 6				
1 0 3		5 5	5 7				
1 0 4		5 6	5 7				
1 0 5		5 6	5 7				
1 0 6		5 6	5 7				
1 0 7		5 6	5 7				
1 0 8		5 6	5 8				
1 0 9		5 6	5 8				
1 1 0		5 7	5 8				
1 1 1		5 7	5 8				
1 1 2		5 7	5 8				
1 1 3		5 7	5 9				
1 1 4		5 7	5 9				
1 1 5		5 7	5 9				
1 1 6		5 8	5 9				
1 1 7		5 8	5 9				
1 1 8		5 8					
1 1 9		5 8					
1 2 0		5 8					
1 2 1		5 8					
1 2 2		5 9					
1 2 3		5 9					
1 2 4		5 9					
1 2 5		5 9					

2 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1

9	1	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	1	1	1	1
1 1	1	1	1	1	1	1	1
1 2	1	1	1	1	1	1	1
1 3	1	1	1	1	1	1	1
1 4	1	1	2	1	1	1	1
1 5	1	1	3	1	1	1	1
1 6	1	1	4	1	1	1	1
1 7	1	1	5	1	1	1	1
1 8	1	2	6	2	2	2	1
1 9	1	3	7	3	3	3	1
2 0	1	4	8	4	4	4	1
2 1	1	5	9	5	5	5	1
2 2	2	6	1 0	6	6	6	1
2 3	3	7	1 1	7	7	7	1
2 4	4	8	1 2	8	8	8	1
2 5	5	9	1 3	9	9	9	1
2 6	6	1 0	1 4	1 0	1 0	1 0	2
2 7	7	1 1	1 5	1 1	1 1	1 1	3
2 8	8	1 2	1 6	1 2	1 2	1 2	4
2 9	9	1 3	1 7	1 3	1 3	1 3	5
3 0	1 0	1 4	1 8	1 4	1 4	1 4	6
3 1	1 1	1 5	1 9	1 5	1 5	1 5	7
3 2	1 2	1 6	2 0	1 6	1 6	1 6	8
3 3	1 3	1 7	2 1	1 7	1 7	1 7	9
3 4	1 4	1 8	2 2	1 8	1 8	1 8	1 0
3 5	1 5	1 9	2 3	1 9	1 9	1 9	1 1
3 6	1 6	2 0	2 4	2 0	2 0	2 0	1 2
3 7	1 7	2 1	2 5	2 1	2 1	2 1	1 3
3 8	1 8	2 2	2 6	2 2	2 2	2 1	1 3
3 9	1 9	2 3	2 7	2 3	2 3	2 2	1 3
4 0	2 0	2 4	2 8	2 4	2 4	2 2	1 3
4 1	2 1	2 5	2 9	2 5	2 5	2 3	1 4
4 2	2 2	2 6	3 0	2 6	2 6	2 3	1 4
4 3	2 3	2 7	3 1	2 7	2 7	2 4	1 4

4 4	2 4	2 8	3 2	2 8	2 8	2 4	1 4
4 5	2 5	2 9	3 3	2 9	2 9	2 5	1 5
4 6	2 6	3 0	3 4	3 0	3 0	2 5	1 5
4 7	2 7	3 1	3 5	3 1	3 1	2 5	1 5
4 8	2 8	3 2	3 6	3 2	3 2	2 6	1 5
4 9	2 9	3 3	3 7	3 3	3 3	2 6	1 6
5 0	2 9	3 4	3 8	3 3	3 3	2 6	1 6
5 1	3 0	3 5	3 9	3 4	3 4	2 6	1 6
5 2	3 0	3 6	4 0	3 4	3 4	2 7	1 6
5 3	3 1	3 7	4 1	3 5	3 5	2 7	1 7
5 4	3 1	3 8	4 2	3 5	3 5	2 7	
5 5	3 2	3 9	4 3	3 6	3 6	2 7	
5 6	3 2	4 0	4 4	3 6	3 6	2 8	
5 7	3 3	4 1	4 5	3 7	3 7	2 8	
5 8	3 3	4 2	4 6	3 8	3 7	2 8	
5 9	3 4	4 3	4 7	3 9	3 7	2 8	
6 0	3 4	4 4	4 8	4 0	3 8	2 9	
6 1	3 5	4 5	4 9	4 1	3 8	2 9	
6 2	3 5	4 6	5 0	4 1	3 8	2 9	
6 3	3 6	4 7	5 1	4 1	3 9	3 0	
6 4	3 6	4 8	5 2	4 2	3 9	3 0	
6 5	3 7	4 9	5 3	4 2	3 9	3 1	
6 6	3 8	5 0	5 4	4 2	4 0		
6 7	3 9	5 1	5 5	4 3	4 0		
6 8	4 0	5 2	5 6	4 3	4 0		
6 9	4 1	5 3	5 7	4 3	4 0		
7 0	4 1	5 3	5 8	4 4	4 1		
7 1	4 1	5 4	5 9	4 4	4 1		
7 2	4 2	5 4	6 0	4 4	4 1		
7 3	4 2	5 5	6 1	4 5	4 1		
7 4	4 2	5 5	6 1	4 5	4 2		
7 5	4 3	5 6	6 2	4 5	4 2		
7 6	4 3	5 6	6 2	4 5	4 2		
7 7	4 3	5 7	6 3	4 6	4 2		
7 8	4 4	5 7	6 3	4 6	4 3		

7 9	4 4	5 8	6 4	4 6	4 3		
8 0	4 4	5 8	6 4	4 6	4 3		
8 1	4 5	5 9	6 5	4 7	4 3		
8 2	4 5	5 9	6 5	4 7	4 4		
8 3	4 6	6 0	6 6	4 7	4 4		
8 4	4 6	6 0	6 6	4 7	4 4		
8 5	4 7	6 1	6 7	4 8	4 5		
8 6		6 1	6 7	4 8			
8 7		6 1	6 8	4 8			
8 8		6 1	6 8	4 8			
8 9		6 1	6 9	4 8			
9 0		6 1	7 0	4 8			
9 1		6 2	7 1	4 9			
9 2		6 2	7 2	4 9			
9 3		6 2	7 3	4 9			
9 4		6 2	7 3	4 9			
9 5		6 2	7 4	4 9			
9 6		6 2	7 4	4 9			
9 7		6 3	7 4	5 0			
9 8		6 3	7 4	5 0			
9 9		6 3	7 4	5 0			
1 0 0		6 3	7 4	5 0			
1 0 1		6 3	7 4	5 0			
1 0 2		6 3	7 4	5 0			
1 0 3		6 4	7 4	5 1			
1 0 4		6 4	7 4	5 1			
1 0 5		6 4	7 4	5 1			
1 0 6			7 4				
1 0 7			7 4				
1 0 8			7 4				
1 0 9			7 4				
1 1 0			7 4				
1 1 1			7 4				
1 1 2			7 4				
1 1 3			7 4				

3 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	1	1	1	1
1 1	1	1	1	1	1	1	1
1 2	1	1	1	1	1	1	1
1 3	1	1	1	1	1	1	1
1 4	1	1	2	1	1	1	2
1 5	1	1	3	1	1	1	3
1 6	1	1	4	1	1	1	4
1 7	1	1	5	1	1	1	5
1 8	2	1	6	2	1	2	6
1 9	3	1	7	3	1	3	7
2 0	4	1	8	4	1	4	8
2 1	5	1	9	5	1	5	9
2 2	6	1	1 0	6	2	6	1 0
2 3	7	1	1 1	7	3	7	1 1
2 4	8	1	1 2	8	4	8	1 2
2 5	9	1	1 3	9	5	9	1 3
2 6	1 0	2	1 4	1 0	6	1 0	1 4
2 7	1 1	3	1 5	1 1	7	1 1	1 5
2 8	1 2	4	1 6	1 2	8	1 2	1 6
2 9	1 3	5	1 7	1 3	9	1 3	1 7
3 0	1 4	6	1 8	1 4	1 0	1 4	1 8
3 1	1 5	7	1 9	1 5	1 1	1 5	1 9
3 2	1 6	8	2 0	1 6	1 2	1 6	2 0

3 3	1 7	9	2 1	1 7	1 3	1 7	2 1
3 4	1 8	1 0	2 2	1 8	1 4	1 8	2 2
3 5	1 9	1 1	2 3	1 9	1 5	1 9	2 3
3 6	2 0	1 2	2 4	2 0	1 6	2 0	2 4
3 7	2 1	1 3	2 5	2 1	1 7	2 1	2 5
3 8	2 2	1 4	2 6	2 2	1 8	2 2	2 5
3 9	2 3	1 5	2 7	2 3	1 9	2 3	2 6
4 0	2 4	1 6	2 8	2 4	2 0	2 4	2 6
4 1	2 5	1 7	2 9	2 5	2 1	2 5	2 7
4 2	2 6	1 8	3 0	2 6	2 2	2 6	2 7
4 3	2 7	1 9	3 1	2 7	2 3	2 7	2 8
4 4	2 8	2 0	3 2	2 8	2 4	2 8	2 8
4 5	2 9	2 1	3 3	2 9	2 5	2 9	2 8
4 6	3 0	2 2	3 4	3 0	2 6	3 0	2 8
4 7	3 1	2 3	3 5	3 1	2 7	3 1	2 9
4 8	3 2	2 4	3 6	3 2	2 8	3 2	2 9
4 9	3 3	2 5	3 7	3 3	2 9	3 3	2 9
5 0	3 4	2 6	3 8	3 4	2 9	3 4	2 9
5 1	3 5	2 7	3 9	3 5	3 0	3 5	3 0
5 2	3 6	2 8	4 0	3 6	3 0	3 6	3 0
5 3	3 7	2 9	4 1	3 7	3 1	3 7	3 0
5 4	3 8	3 0	4 2	3 8	3 1	3 7	3 0
5 5	3 9	3 1	4 3	3 9	3 2	3 8	3 1
5 6	4 0	3 2	4 4	4 0	3 2	3 8	3 1
5 7	4 1	3 3	4 5	4 1	3 3	3 9	3 1
5 8	4 2	3 4	4 6	4 2	3 3	3 9	3 1
5 9	4 3	3 5	4 7	4 3	3 4	4 0	3 2
6 0	4 4	3 6	4 8	4 4	3 4	4 0	3 2
6 1	4 5	3 7	4 9	4 5	3 5	4 1	3 3
6 2	4 6	3 8	5 0	4 6	3 5	4 1	
6 3	4 7	3 9	5 1	4 7	3 6	4 2	
6 4	4 8	4 0	5 2	4 8	3 6	4 2	
6 5	4 9	4 1	5 3	4 9	3 7	4 3	
6 6	5 0	4 2	5 4	5 0	3 7	4 3	
6 7	5 1	4 3	5 5	5 1	3 8	4 4	

6 8	5 2	4 4	5 6	5 2	3 8	4 4	
6 9	5 3	4 5	5 7	5 3	3 9	4 5	
7 0	5 4	4 6	5 8	5 3	3 9	4 5	
7 1	5 5	4 7	5 9	5 4	4 0	4 6	
7 2	5 6	4 8	6 0	5 4	4 0	4 6	
7 3	5 7	4 9	6 1	5 5	4 1	4 7	
7 4	5 8	5 0	6 2	5 5	4 1	4 7	
7 5	5 9	5 1	6 3	5 6	4 1	4 8	
7 6	6 0	5 2	6 4	5 6	4 2	4 8	
7 7	6 1	5 3	6 5	5 7	4 2	4 9	
7 8	6 2	5 4	6 6	5 8	4 2	4 9	
7 9	6 3	5 5	6 7	5 9	4 2	5 0	
8 0	6 4	5 6	6 8	6 0	4 3	5 0	
8 1	6 5	5 7	6 9	6 1	4 3	5 1	
8 2	6 5	5 8	7 0	6 1	4 3		
8 3	6 6	5 9	7 1	6 2	4 3		
8 4	6 6	6 0	7 2	6 2	4 4		
8 5	6 7	6 1	7 3	6 3	4 4		
8 6	6 7	6 2	7 4	6 3	4 4		
8 7	6 8	6 3	7 5	6 4	4 4		
8 8	6 8	6 4	7 6	6 4	4 5		
8 9	6 9	6 5	7 7	6 5	4 5		
9 0	7 0	6 6	7 8	6 5	4 5		
9 1	7 1	6 7	7 9	6 6	4 6		
9 2	7 2	6 8	8 0	6 6	4 6		
9 3	7 3	6 9	8 1	6 7	4 7		
9 4	7 3	7 0	8 2	6 7			
9 5	7 4	7 1	8 3	6 8			
9 6	7 4	7 2	8 4	6 8			
9 7	7 5	7 3	8 5	6 8			
9 8	7 5	7 4	8 5	6 8			
9 9	7 6	7 5	8 6	6 9			
1 0 0	7 6	7 6	8 6	6 9			
1 0 1	7 7	7 7	8 7	6 9			
1 0 2	7 8	7 8	8 7	6 9			

1 0 3	7 9	7 9	8 8	7 0			
1 0 4	8 0	8 0	8 8	7 0			
1 0 5	8 1	8 1	8 9	7 0			
1 0 6	8 1	8 1	9 0	7 0			
1 0 7	8 1	8 1	9 1	7 1			
1 0 8	8 1	8 2	9 2	7 1			
1 0 9	8 2	8 2	9 2	7 1			
1 1 0	8 2	8 2	9 2	7 1			
1 1 1	8 2	8 3	9 3	7 2			
1 1 2	8 2	8 3	9 3	7 2			
1 1 3	8 3	8 3	9 3	7 3			
1 1 4	8 3	8 4	9 4	7 3			
1 1 5	8 3	8 4	9 4	7 3			
1 1 6	8 3	8 4	9 4	7 3			
1 1 7	8 4	8 5	9 5	7 4			
1 1 8	8 4	8 5	9 5	7 4			
1 1 9	8 4	8 5	9 5	7 4			
1 2 0	8 4	8 6	9 6	7 5			
1 2 1	8 5	8 6	9 6				
1 2 2	8 5	8 6	9 6				
1 2 3	8 5	8 7	9 7				
1 2 4	8 6	8 7	9 7				
1 2 5	8 6	8 7	9 7				
1 2 6	8 6	8 8					
1 2 7	8 7	8 8					
1 2 8	8 7	8 8					
1 2 9	8 7	8 9					
1 3 0	8 8	8 9					
1 3 1	8 8	8 9					
1 3 2	8 8	9 0					
1 3 3	8 9	9 0					
1 3 4	8 9	9 0					
1 3 5	8 9	9 1					
1 3 6	9 0	9 1					
1 3 7	9 0	9 1					

1 3 8	9 0	9 1					
1 3 9	9 1	9 2					
1 4 0	9 1	9 2					
1 4 1	9 1	9 2					
1 4 2	9 2	9 2					
1 4 3	9 2	9 3					
1 4 4	9 2	9 3					
1 4 5	9 3	9 3					
1 4 6	9 3	9 3					
1 4 7	9 3	9 4					
1 4 8	9 3	9 4					
1 4 9	9 4	9 4					
1 5 0	9 4	9 4					
1 5 1	9 4	9 5					
1 5 2	9 4	9 5					
1 5 3	9 5	9 5					
1 5 4	9 5						
1 5 5	9 5						
1 5 6	9 5						
1 5 7	9 6						
1 5 8	9 6						
1 5 9	9 6						
1 6 0	9 6						
1 6 1	9 7						
1 6 2	9 7						
1 6 3	9 7						
1 6 4	9 8						
1 6 5	9 8						
1 6 6	9 8						
1 6 7	9 9						
1 6 8	9 9						
1 6 9	9 9						

別表第 8（第 1 4 条第 1 項）

年俸表

号給	基本年俸額	業績年俸額
	円	円
1	5, 098, 800	2, 124, 500
2	5, 158, 800	2, 149, 500
3	5, 218, 800	2, 174, 500
4	5, 278, 800	2, 199, 500
5	5, 338, 800	2, 224, 500
6	5, 398, 800	2, 249, 500
7	5, 458, 800	2, 274, 500
8	5, 518, 800	2, 299, 500
9	5, 578, 800	2, 324, 500
10	5, 638, 800	2, 349, 500
11	5, 698, 800	2, 374, 500
12	5, 758, 800	2, 399, 500
13	5, 818, 800	2, 424, 500
14	5, 878, 800	2, 449, 500
15	5, 938, 800	2, 474, 500
16	5, 998, 800	2, 499, 500
17	6, 057, 600	2, 524, 000
18	6, 117, 600	2, 549, 000
19	6, 177, 600	2, 574, 000
20	6, 237, 600	2, 599, 000
21	6, 297, 600	2, 624, 000
22	6, 357, 600	2, 649, 000
23	6, 417, 600	2, 674, 000
24	6, 477, 600	2, 699, 000
25	6, 536, 400	2, 723, 500
26	6, 596, 400	2, 748, 500
27	6, 656, 400	2, 773, 500
28	6, 716, 400	2, 798, 500
29	6, 775, 200	2, 823, 000
30	6, 835, 200	2, 848, 000
31	6, 895, 200	2, 873, 000

32	6, 955, 200	2, 898, 000
33	7, 015, 200	2, 923, 000
34	7, 075, 200	2, 948, 000
35	7, 135, 200	2, 973, 000
36	7, 195, 200	2, 998, 000
37	7, 254, 000	3, 022, 500
38	7, 314, 000	3, 047, 500
39	7, 374, 000	3, 072, 500
40	7, 434, 000	3, 097, 500
41	7, 492, 800	3, 122, 000
42	7, 552, 800	3, 147, 000
43	7, 612, 800	3, 172, 000
44	7, 672, 800	3, 197, 000
45	7, 732, 800	3, 222, 000
46	7, 792, 800	3, 247, 000
47	7, 852, 800	3, 272, 000
48	7, 912, 800	3, 297, 000
49	7, 972, 800	3, 322, 000
50	8, 032, 800	3, 347, 000
51	8, 092, 800	3, 372, 000
52	8, 152, 800	3, 397, 000
53	8, 212, 800	3, 422, 000
54	8, 272, 800	3, 447, 000
55	8, 332, 800	3, 472, 000
56	8, 392, 800	3, 497, 000
57	8, 451, 600	3, 521, 500
58	8, 511, 600	3, 546, 500
59	8, 571, 600	3, 571, 500
60	8, 631, 600	3, 596, 500
61	8, 689, 200	3, 620, 500
62	8, 749, 200	3, 645, 500
63	8, 809, 200	3, 670, 500
64	8, 869, 200	3, 695, 500
65	8, 926, 800	3, 719, 500
66	8, 986, 800	3, 744, 500

67	9, 046, 800	3, 769, 500
68	9, 106, 800	3, 794, 500
69	9, 165, 600	3, 819, 000
70	9, 225, 600	3, 844, 000
71	9, 285, 600	3, 869, 000
72	9, 345, 600	3, 894, 000
73	9, 405, 600	3, 919, 000
74	9, 465, 600	3, 944, 000
75	9, 525, 600	3, 969, 000
76	9, 585, 600	3, 994, 000
77	9, 645, 600	4, 019, 000
78	9, 705, 600	4, 044, 000
79	9, 765, 600	4, 069, 000
80	9, 825, 600	4, 094, 000
81	9, 885, 600	4, 119, 000
82	9, 945, 600	4, 144, 000
83	10, 005, 600	4, 169, 000
84	10, 065, 600	4, 194, 000
85	10, 124, 400	4, 218, 500
86	10, 184, 400	4, 243, 500
87	10, 244, 400	4, 268, 500
88	10, 304, 400	4, 293, 500
89	10, 364, 400	4, 318, 500
90	10, 424, 400	4, 343, 500
91	10, 484, 400	4, 368, 500
92	10, 544, 400	4, 393, 500
93	10, 604, 400	4, 418, 500
94	10, 664, 400	4, 443, 500
95	10, 724, 400	4, 468, 500
96	10, 784, 400	4, 493, 500
97	10, 842, 000	4, 517, 500
98	10, 902, 000	4, 542, 500
99	10, 960, 800	4, 567, 000
100	11, 020, 800	4, 592, 000
101	11, 079, 600	4, 616, 500

102	11, 139, 600	4, 641, 500
103	11, 197, 200	4, 665, 500
104	11, 257, 200	4, 690, 500
105	11, 316, 000	4, 715, 000
106	11, 376, 000	4, 740, 000
107	11, 436, 000	4, 765, 000
108	11, 496, 000	4, 790, 000
109	11, 554, 800	4, 814, 500
110	11, 614, 800	4, 839, 500
111	11, 674, 800	4, 864, 500
112	11, 734, 800	4, 889, 500
113	11, 793, 600	4, 914, 000
114	11, 853, 600	4, 939, 000
115	11, 913, 600	4, 964, 000
116	11, 973, 600	4, 989, 000
117	12, 032, 400	5, 013, 500
118	12, 092, 400	5, 038, 500
119	12, 152, 400	5, 063, 500
120	12, 212, 400	5, 088, 500
121	12, 272, 400	5, 113, 500
122	12, 332, 400	5, 138, 500
123	12, 392, 400	5, 163, 500
124	12, 452, 400	5, 188, 500

別表第 9（第 2 3 条第 2 項）

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4km 未満	2,000円	2,000円
4km 以上 6km 未満	4,100円	4,100円
6km 以上 8km 未満	5,060円	4,100円
8km 以上 10km 未満	6,020円	4,100円
10km 以上 12km 未満	6,980円	6,500円
12km 以上 14km 未満	7,940円	6,640円
14km 以上 16km 未満	8,900円	8,900円
16km 以上 18km 未満	9,860円	8,900円
18km 以上 20km 未満	10,820円	9,130円
20km 以上 22km 未満	11,780円	11,300円
22km 以上 24km 未満	12,740円	11,380円
24km 以上 26km 未満	13,700円	13,700円
26km 以上 28km 未満	14,660円	13,700円
28km 以上 30km 未満	15,620円	13,700円
30km 以上 32km 未満	16,580円	16,100円
32km 以上 34km 未満	17,540円	16,100円
34km 以上 36km 未満	18,550円	18,500円
36km 以上 38km 未満	19,610円	18,500円
38km 以上 40km 未満	20,670円	18,500円
40km 以上 42km 未満	21,730円	20,900円
42km 以上 44km 未満	22,790円	20,900円
44km 以上 46km 未満	23,850円	20,900円
46km 以上 48km 未満	24,910円	20,900円
48km 以上 50km 未満	25,970円	20,900円
50km 以上 52km 未満	27,030円	20,900円
52km 以上 54km 未満	28,090円	20,900円
54km 以上 56km 未満	29,150円	20,900円
56km 以上 58km 未満	30,210円	20,900円
58km 以上 60km 未満	31,270円	20,900円
60km 以上	32,330円	20,900円

別表第 10（第 24 条第 2 項）

特殊勤務手当支給区分表

手当の 種類	職員の範囲等		手当の 単位	手当額
夜間看護等 手当	管理夜勤に従事 する助産師及び 看護師	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	15,000円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時 間以上の勤務		7,500円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時 間以上 4 時間未満の勤務		6,500円
	理事長が指名し た助産師及び看 護師	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	12,500円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時 間以上の勤務		6,300円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時 間以上 4 時間未満の勤務		5,400円
	上記以外の助産 師、看護師及び 准看護師	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	10,000円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時 間以上の勤務		5,000円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時 間以上 4 時間未満の勤務		4,300円
夜間看護補助 等手当	看護補助者が所 定の勤務時間によ る勤務の全部 又は一部が深夜 において行われ る業務に従事し たとき	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	6,200円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時 間以上の勤務		3,000円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時 間以上 4 時間未満の勤務		2,600円
放射線 取扱手 当	(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき (2) 上記以外の職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中の当該職員の従事した放射線業務		1 日	230円

ヘリコプター搭乗救急医療手当	医師	職員が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給	1 回	5,000円
	医師以外	(1) ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務 (2) ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務		3,000円
緊急対応手当	医師又は歯科医師	入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対応するため、緊急の呼出を受けて登庁し診療等の業務を行った場合（ただし、正規の勤務時間以外の時間において救急診療の実施に備えて待機した場合は除く。）	1 回	4,000円
	医師又は歯科以外			2,000円
救急診療待機手当	医師又は手術室看護師及び准看護師、産婦人科病棟助産師及び看護師	職員である医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師及び准看護師が正規の勤務時間以外の時間において救急診療の実施に備えて待機した場合（待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。）	1 回	4,000円
	上記以外			2,000円
救急診療待機特別手当	従事する時間が深夜の時間帯	医師及び歯科医師並びに救急診療の実施に備えて待機を命ぜられた職員が正規の勤務時間以外の時間において救急診療に従事した場合（ただし、管理職である者に限る。）	1 時間	第25条第1項の規定に準じた額
	従事する時間が深夜の時間帯以外の時間帯			
年末年始勤務手当	1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 3 日までの間に勤務を命じられた職員		1 日	3,000円
災害派遣手当	医師	地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故及び	1 日	30,000円

	医師以外	武力攻撃災害において、県知事の派遣要請により、救命処置等の活動に従事した職員又は被害を受けた被災地で医療救護活動に従事した職員		20,000円
産業医手当	安全衛生管理規程第4条に基づき指名された産業医		1月	10,000円
夜間医師手当	医師及び歯科医師が正規の勤務時間として夜間業務に従事したとき		1回	30,000円
分娩待機手当	産婦人科の医師が正規の勤務時間以外の時間において分娩業務に備えて待機した場合（待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。）		1回	30,000円
正常分娩業務手当	産婦人科の医師が正常分娩業務に従事した場合	正規の勤務時間	1回	10,000円
		正規の勤務時間外	1回	15,000円
帝王切開業務手当	産婦人科の医師が帝王切開業務に従事した場合	正規の勤務時間	1回	20,000円
		正規の勤務時間外	1回	30,000円
看護業務手当	看護師長として勤務に従事したとき		1月	30,000円
	看護師及び准看護師として手術室勤務に従事したとき		1月	30,000円
職務負担手当	著しく負担のかかる職務に従事し、かつ、複数の人員を配置することができない職務に従事する者		1月	40,000円

別表第 1 1 （第 3 1 条第 2 項）

管理職手当を支給する職及び支給額

給料表	職務の級	職	手当の額
一般事務職給料表	8 級	事務部長	72, 000 円
	7 級	事務部長	64, 800 円
		参事	58, 300 円
	6 級	課長	54, 000 円
		主幹	48, 600 円
医療職給料表（一）	8 級	診療支援部長	72, 000 円
	7 級	診療支援部長	64, 800 円
	6 級	薬剤部長	54, 000 円
		栄養管理室長	
		技師長	
医療職給料表（二）	8 級	看護部長	80, 000 円
	7 級	看護部長	72, 000 円
	6 級	副看護部長	60, 000 円
		上席看護師長	54, 000 円
年俸表		副センター長	250, 000 円
		部長	200, 000 円
		事務部長	20, 000 円

別表第 1 2 （第 3 2 条第 2 項）

管理職員特別勤務手当を支給する職及び支給額

給料表	職務の級	職	手当の額
一般事務職給料表	8 級	事務部長	12,000円
	7 級	事務部長	10,000円
		参事	
	6 級	課長	8,500円
		主幹	
医療職給料表（一）	8 級	診療支援部長	12,000円
	7 級	診療支援部長	10,000円
	6 級	薬剤部長	8,500円
		栄養管理室長	
		技師長	
医療職給料表（二）	8 級	看護部長	12,000円
	7 級	看護部長	10,000円
	6 級	副看護部長	8,500円
		上席看護師長	
年俸表		副センター長	12,000円
		部長	
		事務部長	